公益財団法人佐世保市スポーツ協会スポーツ表彰選考内規
（スポーツ優秀賞分）

公益財団法人佐世保市スポーツ協会スポーツ表彰規程第６条に基づき、具体的選考方法及び基準を次のとおり定める。

１、表彰対象

① 本市在住ならびに本市勤務の個人及び本市に所在する団体であること。なお、学生（小・中学生及び高校生）については本市在籍校の在学者であること。

② 競技態度が高潔で日常生活においても他の模範となるもの。

③ スポーツ精神を高揚したものであること。

④ （公財）日本スポーツ協会スポーツ憲章にふれないものであること。

⑤ スポーツ優秀賞において、その選考基準を満たした団体の構成員がその大会において特別に賞を受賞した場合は、個人としても表彰の対象とする。また、本市に所在がない団体（県選抜チーム等）がその選考基準を満たした場合に、その構成員に本市在住のものが存在すれば個人表彰の対象とする。

２、選考基準

(1) スポーツ優秀賞

ア、権威ある大会において、特に優秀な成績をおさめたもの。

① **全国大会で、ベスト８以上**の成績をおさめたもの。

② **西日本大会で、優勝又は準優勝**したもの。

③ **九州大会で、優勝又は準優勝したもの。ただし、小･中学生及び高校生を対象**とする。

④ 高専大会においては、全国高専大会で優勝したもの。

イ、権威ある国際大会に日本代表として出場し活躍したもの。

ウ、その他、理事会で特に認めたもの。

申し合せ事項

3　選考内規２－（１）－アの「権威ある大会」とは、（公財）日本スポーツ協会傘下の競技団体及び同等の団体が行う全国･西日本及び九州大会をいい、以下の大会に関しては、推薦対象外とする。

①　一団体・一流派のみの主催及び共催の大会
②　親睦・交流の大会
③　全国青年大会
④　招待による大会
⑤　自由参加の大会

4　選考内規２－（１）のスポーツ優秀賞について、同一の個人及び団体が当該年度において、複数の大会及び種目・種別でその選考基準に該当した場合でも、当該年度の表彰は一つと見なす。

5　選考内規２－（１）のスポーツ優秀賞を受賞した団体については、別途、登録メンバーについても表彰状を授与することとする。